

損害賠償請求権の取得について

健康保険法第57条の規定により、事故が第三者の行為によって生じた場合において当健保組合があなたに対し保険給付した場合は、その保険給付をした価額の限度においてあなたが第三者に対して有する損害賠償請求の権利を代位取得することになります。

なお、うえの理由により、あなたは当健保組合が保険給付した部分については、第三者（加害者、保険会社等）に対し損害賠償を請求することはできません。

念書

令和 2年 2月 5日（場所） 東松山公園（埼玉県東松山市〇〇3） に
おいて（加害者氏名） 松山 太郎 の不法行為により（被害者氏名）
東山 次郎 の被った傷病について、健康保険法による保険給付を受けた場合は、
私が加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第57条の規定によって、健康保険組合が
保険給付した価額の限度において代位取得し、かつ賠償金を受領することに異議のないことを、
ここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて、次の事項を遵守することを誓約します。

- 加害者側と示談を行う場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 加害者側に白紙委任状を渡さないこと。
- 加害者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容金額（評価額）をもれなく、かつ遅滞なく貴職に届け出ること。
- 健康保険組合から保険給付を受けた部分については、加害者側から二重に賠償を受けないこと。
- 自賠責保険（自動車事故の場合）に被害者請求をする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 貴職が自動車保険に損害賠償を請求するにあたり、診療報酬明細書の提出が必要な場合は、これを承諾すること。
- その他、法律に定められたことに従うこと。

令和 2年 2月 10日

住所 埼玉県東松山市〇〇2-2-2

氏名 東山 次郎

埼玉しんきん健康保険組合理事長 様

本人・家族

第三者の行為による傷病届

被害者・加害者（相手方）関係	健康保険証の 記号番号	1250	氏名	東山 次郎		
		0003	現住所	埼玉県東松山市〇〇2-2-2	TEL	0493-23-0001
	事業所	名称	株式会社 健康			
		所在地	東京都港区〇〇1-1-1		TEL	03-0001-0001
	被害者が被扶養者 である場合	氏名	生年月日	年	月	日 続柄
加害者（相手方）	加害者（相手方）	氏名	松山 太郎	生年月日	昭和 40年 9月 1日	
		現住所	埼玉県東松山市〇〇1-1-1		TEL	0493-01-0001
	加害者の（相手方） 勤務先	名称	△△運送株式会社	事業内容 又は職業	運送業	
		現住所	埼玉県東松山市〇〇6-6-6		TEL	0493-23-0006
加害者の住所氏名が 判らないときその理由						
事故内容	傷病名	右大腿部犬咬創		発生年月日	令和 2年 2月 5日 11時 00分頃	
	発生の場所	東松山公園（埼玉県東松山市〇〇3）				
	種別	自動車事故・バイク事故・自転車事故・殴打殺傷・その他（犬にかまれた）				
	事故結果	即死・入院直後の死亡・入院中の死亡・治療中（死亡年月日： 年 月 日）				
	警察官の立合	あった・ない・ないが届出済み・わからない				
	所轄所	警察署		交番		
事故発生の責任	相手方・当方・双方・わからない（					
治療を うけて いる とき は	医療機関	名称	東松山病院			
		所在地	埼玉県東松山市7-7-7		TEL	0493-23-0007
	治療開始日	入院	自 年 月 日 至 年 月 日	通院	自 令和 2年 2月 5日 至 年 月 日	
	治療代の 支払い方法	健康保険使用	被害者負担（自費）	加害者負担	自賠請求（使用）	
	自 令和 2年 2月 5日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		

この届に添えて
提出する書類

自動車事故の場合

- 自動車事故証明
- 診断書
- 死亡の場合は戸籍謄本及び死亡診断書
- 示談をしているときは示談書の写し

受付

令和 2年 2月 10日 届出

